

川内原発の異議申立ての決定書等について

2015年12月14日

異議申立人総代

青柳行信 鳥原良子 北岡逸人

総評

これでは原子力規制委員会の存在意義・価値が無い。このままの日本の原子力行政では、原発事故を防げず・原子力災害の被害を拡大させるであろう（世界最高水準の原子力行政とは言えず、行政機関の良心を示せなかった内容である）。

異議申立て制度が活かされていない（裁判と違い専門性の高い違法性だけでなく不当性に関する審理が期待されたが、判決の様な法律論の判断に終始して、科学的・技術的専門性に欠ける残念な内容であった）。

それは、3.11前の原子力安全・保安院の様な中立性・独立性に欠ける、原発再稼働ありきの推進側に偏った内容である（倫理なき原子力推進委員会になり下がっている）。

決定書の出た時期について

再稼働の前であるべきだった（早期再稼働を求める推進側の論理に支配され、多くの国民の不信・不安を無視している）。

決定書を出す過程について

審理は公開される必要があった。審理の過程が不透明で担当者の資質・能力に疑義がある（異議申立てした許可処分を出した担当部署だけで決定書を準備したと推察されるが、それでは審理の客観性と中立性を全く担保できない）。

異議申立適格について

非常に狭く適格範囲を考えていて問題（直接的な被害のみでなく、間接的な被害・行政機関の不当性の是正を認めるべき）。

異議申立ての内容について（異議申立ての理由がないと判断されたことについて）

異議申立ての内容と原子力規制委員会の存在理由を恣意的に狭く解釈し、原子力防災・地元同意・核ゴミ問題等の判断から逃げている（原子力行政の専門機関としての良心・能力を示せず、3.11後の新体制下における最初の再稼働判断の責任の重さを自覚していない）。

異議申立ての内容について（反論がなされた内容について）

従来の九州電力などの反論の範囲を出るものではなく、科学的・技術的な専門機関としての反論・批判になっていない（希望的観測に満ちた机上の空論である）。